



第21回

独占禁止法について(1)

「独占禁止法」というと大企業が市場を独占するのを禁止する法律であり、中小企業は関係ないのでは、と思われる向きもあるかと思いますが、そうではありません。

中小企業を保護するためにもある独占禁止法

確かに、同法は大企業による独占も禁止していますが、同法の正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」と言い、大企業の不当な行為から中小企業を守る(公正な取引を確保する)という側面もあるのです。この項では、こうした面を中心に述べます。

独占禁止法の目的

独占禁止法の3本柱

独占禁止法は何のためにあるか。自由市場経済は、事業者間の競争を通じて運営されるのが最も効率的という考え方に基づいて、競争政策を実現するためです。それによって、国民全体の利益(一般消費者の利益)が確保されることにもなります。

「独占禁止法」というと大企業が市場を独占するのを禁止する法律であり、中小企業は関係ないのでは、と思われる向きもあるかと思いますが、そうではありません。

公正取引委員会
そして、この独占禁止法を運用するための国の行政機関が公正取引委員会です。同委員会は、違反の疑いがあったときは、事情聴取・資料収集を行い、弁明の機会を付与し、最終的には同違反行為を止めるように「排除命令」を発します。

同法により禁止される行為は次の3つです。①私的独占、②不当な取引制限、③不公正な取引方法。

①私的独占は、例えば、キリンビールとサントリーの統合問題のように、企業同士が統合する場合に市場を独占してしまうおそれがある場合や、国内大手航空会社が新規参入者の設定した割引運賃と同額又はこれを下回る運賃を設定することにより、新規参入を妨害するおそれがある場合などに問題となります。

②不当な取引制限とは、カルテルや入札談合のことです。カルテルとは、企業間の価格などの協定のことをいいます。同業者が一緒になって販売価格や供給数量などの競争を制限して、市場をコントロールすることで、入札談合とは、入札参加者が予め話し合って受注予定者や受注価格を決めることです。談合などにより不当な取引制限をした者は、5年以下の懲役又は

500万円以下の罰金に処せられることとなります。不当な取引制限は、二つ以上の事業者が共同して競争を制限しようとする合意がある場合に成立します。この「合意」は広い意味で使われており、話し合いの中で、皆が他の同業者がどういう行動をとるか予測して、これらと歩調を揃えようと考えている場合(「暗黙の合意」といいます)や、話し合いの会合などに出席してなくても、参加者から連絡を受けて合意に従えば、不当な取引制限に該当します。注意が必要です。

行政機関への処罰規定は？
独占禁止法は、事業者又は事業者団体の行為を禁止の対象としているのみで、公共工事の入札を実施する行政機関の処罰は対象となっておりません。行政機関の職員に対しては、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」が制定されており、同法に従って処罰されます。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビュースタンドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士16名、秘書27名) H23.6 現 在

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸
柴橋修/稲垣洋之/山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀/山本淳哲/上土井幸始/城昌志/髙尾健太郎/山本靖子/松浦亮介

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します